

大里広域市町村圏組合公共施設等総合管理計画



令和4年3月

目次

第1章 計画策定の背景、目的及び位置づけ

1 背景	1 頁
2 目的及び対象施設	1 頁
(1) 対象施設	1 頁
(2) 位置図	1 頁
3 計画の位置づけ	2 頁
4 計画期間	2 頁

第2章 現状及び課題に関する基本認識

1 施設の現状	3 頁
(1) 施設の概要	3 頁
(2) 施設の現状	3 頁
(3) 施設の沿革	4 頁
2 圏域内人口の推計	5 頁
3 ごみ排出量の実績及び予測	5 頁
4 財政状況	7 頁
(1) 組合の歳入	7 頁
(2) 構成市町の財政状況	8 頁
5 将来更新費用の見通し	9 頁
(1) 大規模改修及び更新に係る費用の試算	9 頁
(2) 施設別の将来更新費用及び実施時期（見込）	10 頁
6 現状及び課題に関する基本認識	10 頁
(1) 公共施設の老朽化への対応	10 頁
(2) 人口減少、少子高齢化、ごみ排出量の減少への対応	10 頁
(3) 維持管理、更新等に係る費用の縮減への対応	10 頁

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1 基本方針	12 頁
2 実施方針	12 頁
(1) 点検、診断等の実施方針	12 頁
(2) 維持管理、更新等の実施方針	12 頁
(3) 安全確保の実施方針	13 頁
(4) 耐震化の実施方針	13 頁
(5) 長寿命化及びライフサイクルコスト縮減の実施方針	13 頁
(6) 統合、廃止等の推進方針	13 頁
(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針	13 頁
(8) PPP/PFIの活用方針	13 頁
(9) 公共施設の総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築の方針	13 頁
3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	14 頁

第4章 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

1 取組体制の構築	15 頁
(1) 大里広域市町村圏組合公共施設アセットマネジメント推進会議の設置	15 頁
(2) 施設部門の設置及び個別施設計画の策定	15 頁
2 住民への情報提供	15 頁
3 計画のフォローアップ	15 頁

第1章 計画策定の背景、目的及び位置づけ

1 背景

大里広域市町村圏組合（以下「当組合」という。）は、熊谷市、深谷市及び寄居町（以下「構成市町」という。）で構成される一部事務組合であり、ごみ焼却施設の建設及び管理運営、不燃物処理場の建設及び管理運営、介護保険に関する事務を共同処理しています。

我が国では、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化します。一方で、人口減少やそれに伴う経済成長の鈍化によって、構成市町では税収等が減少していくことが予想されており、いかにして良質なインフラを次世代へ引き継いでいくのが課題となっています。

こうした中、当組合は、庁舎施設及び廃棄物処理施設を所有していますが、当組合の事業運営に係る財源は主に構成市町からの負担金によって賄われているため、これらの施設の維持管理、更新等を計画的に進めながら、財政負担の軽減・平準化及び公共施設の最適配置を図る必要があります。

2 目的及び対象施設

当計画は、当組合が所有する全ての公共施設について、施設の現状や将来の見通しを踏まえて、公共施設の管理に関する基本的な考え方を定めることを目的とします。

(1) 対象施設

施設類型	施設名称	所在地	施設担当課
庁舎施設	曙町事務所	熊谷市曙町二丁目68番地	総務課
廃棄物処理施設	熊谷衛生センター	熊谷市西別府583番地1	業務課/建設準備課
	深谷清掃センター	深谷市榎合750番地	業務課/建設準備課
	江南清掃センター	熊谷市千代9番地	業務課/建設準備課
	不燃物処理施設	大里広域クリーンセンター	熊谷市大麻生200番地2

(2) 位置図

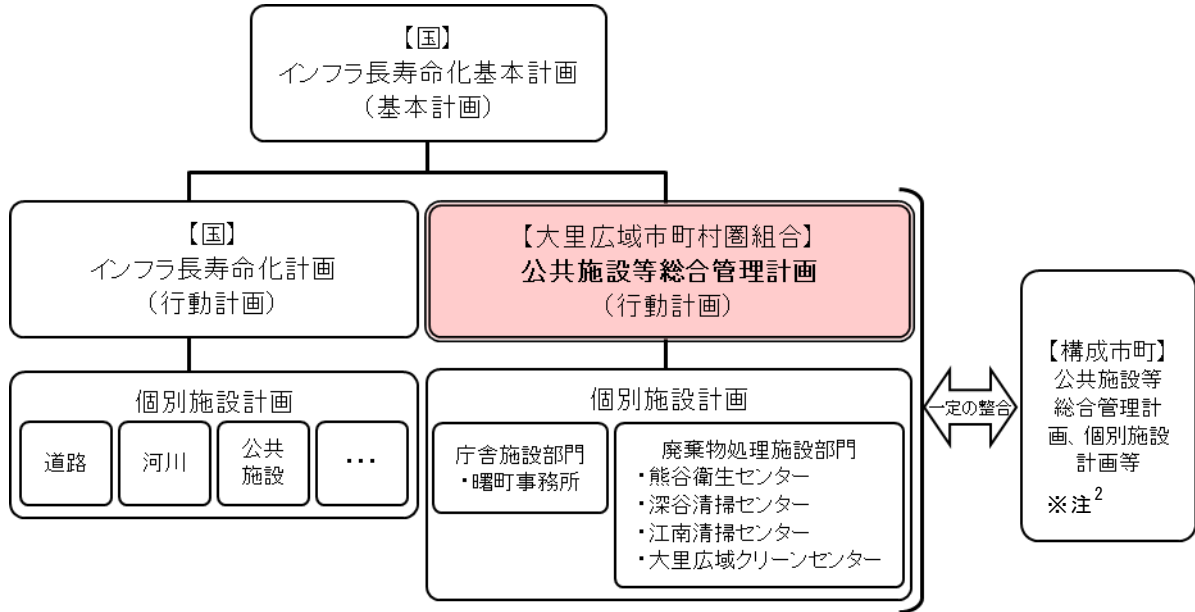


3 計画の位置づけ

当計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議、平成25年11月）」に基づく、地方公共団体等の行動計画に位置づけられます。

また、平成30年2月27日に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」を踏まえ、当組合の各施設担当課（大里広域市町村圏組合公共施設アセットマネジメント推進会議各施設部門）が策定する個別施設計画に対して基本的な方針を示すものです。なお、当組合では令和2年度までに全ての施設の個別施設計画の策定が完了しており、その内容を踏まえた計画となっています。¹

・ 当計画の位置づけ



4 計画期間

計画期間は、2021年度（令和3年度）から2035年度（令和17年度）の15年間とします。なお、今後の社会状況の変化、個別施設計画の進捗状況等を踏まえて、5年ごとに計画を見直すこととします。

計画期間 2021年度(令和3年) ~ 2035年度(令和17年度) 15年間															...
第1期計画期間 (5年)					第2期計画期間 (5年)					第3期計画期間 (5年)					...
2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	...
				計画の 見直し					計画の 見直し					計画の 見直し	...

¹ 個別施設計画として、ごみ処理施設長寿命化計画（平成23年3月、廃棄物処理施設部門）、曙町事務所個別施設計画（令和2年12月、庁舎施設部門）及びごみ処理施設整備基本構想（令和4年2月、廃棄物処理施設部門）を策定しています。

² 当組合の事業運営に係る財源は、主に構成市町からの負担金によって賄われています。また、当組合の各介護保険事務所は、構成市町が管理する施設に設置されていることなどから、構成市町が策定する公共施設等総合管理計画等と一定の整合を図る必要があります〔例えば、熊谷市公共施設等総合管理計画（令和3年3月改定）では、当組合が保有する廃棄物処理施設等は、施設が大規模で更新費用等も多額であることから例外的に計画の対象とされています。〕。

第2章 現状及び課題に関する基本認識

1 施設の現状

(1) 施設の概要

当組合が所有する公共施設5施設の概要は、以下に示すとおりです。³

施設類型	施設名称		所在地	建築年	経過年数	延床面積 (廃棄物処理能力)		構造	耐震基準	
庁舎施設	曙町事務所		熊谷市曙町2-68	2002年 (平成14年)	19年	672㎡		S造	新	
廃棄物 処理施設	可燃物 処理施設	熊谷衛生 センター	第一工場	熊谷市西別府583-1	1980年 (昭和55年)	42年	3,842㎡	140t/日	RC造	旧
			第二工場		1989年 (平成元年)	32年	5,896㎡	180t/日	RC造	新
		深谷清掃センター		深谷市榎合750	1992年 (平成4年)	30年	5,472㎡	120t/日	RC造	新
		江南清掃センター		熊谷市千代9	1979年 (昭和54年)	42年	2,418㎡	100t/日	RC造	旧
	不燃物 処理施設	大里広域 クリーンセンター	不燃物処理施設	熊谷市大麻生200-2	1983年 (昭和58年)	39年	2,980㎡	60t/日	S造	新
			ペットボトル 減容化施設		1999年 (平成11年)	22年	635㎡	4t/5h	S造	新

(2) 施設の現状

ア 庁舎施設

曙町事務所は、2002年（平成14年）に建設された庁舎機能を有する組合唯一の施設です。用途は、事務所1階に介護保険課等、2階に管理者室、総務課、会議室等が設置されています。使用目的別床面積の割合は、介護保険に関係する面積が全体の約85%を占めており、当組合が共同処理する事務のうち、介護保険に関する事務を実施することに比重を置いた施設となっています。なお、当組合の各介護保険事務所は、構成市町が管理する施設に設置されているため、構成市町における施設の再編等の進捗によって、将来的に、当事務所に求められるニーズ（機能等）は変化していくことが予想されます。こうした施設に求められるニーズの変化に適切に対応し、安定した事業運営を図るためには、構成市町が策定する公共施設等総合管理計画等と一定の整合を図る必要があります。

イ 廃棄物処理施設

構成市町から搬入される一般廃棄物のうち、可燃物は、熊谷衛生センター、深谷清掃センター及び江南清掃センターの3つのごみ焼却施設で受け入れ、焼却処理を行っています。一方、不燃物は、大里広域クリーンセンターで処理し、有価物は回収再資源化事業者による資源化、それ以外の不燃残渣等は最終処分を行っています。

まず、可燃物処理施設3施設は、1979年（昭和54年）から1992年（平成4年）にかけて構成市町において建設され、2001年（平成13年）に当組合に移管されました。大規模な改修工事としては、1999年（平成11年）から2003年（平成15年）にかけて国のダイオキシン類削減対策に係る排ガス高度処理施設整備工事、2013年（平成25年）から2019年（平成31年）にかけて長寿命化施設整備工事を各施設で実施しています。この長寿命化施設整備工事によって、12年程度の施設の長寿命化を図っていますが、経過年数が最も長い施設で建設後42年が経過しており老朽化が顕著となっています。

³ 経過年数は、2022年（R4）3月時点の経過年数です。大里広域クリーンセンターは、工場棟、管理棟、排水処理施設、減容化棟、ストックヤード等の建築面積を示し、構造は最も大きな建物の構造を示しています。耐震基準は、1981年（S56）5月31日以前に建築された施設を旧耐震基準の「旧」とし、1981年（S56）6月1日以降に建築された施設を新耐震基準の「新」として示しています。

次に、不燃物処理施設の大里広域クリーンセンターは、1983年（昭和58年）に建設され、1999年（平成11年）にペットボトル減容化施設を建設しています。2001年（平成13年）に家電リサイクル法が施行され、指定家電品目の破碎処理がなくなったことに伴い、施設の負担軽減が図られていますが、建設後39年が経過しており老朽化が進行しています。

これらの廃棄物処理施設については、現在、建設準備課において施設の更新等に向けた検討が進められています。

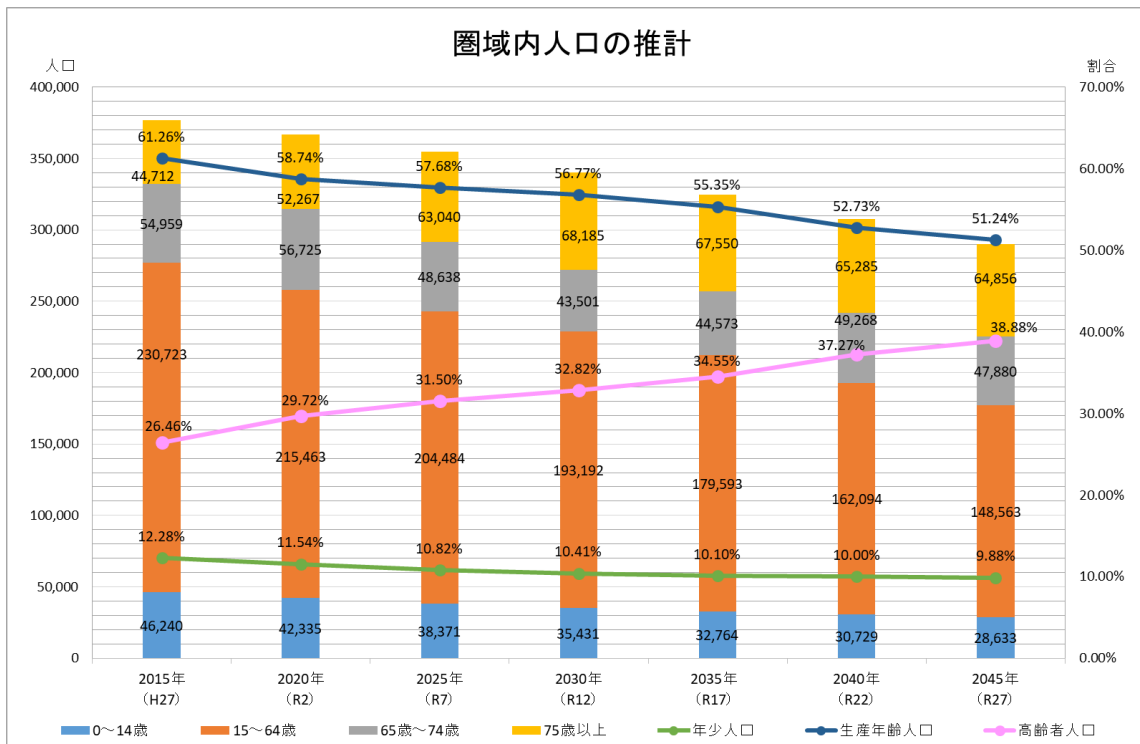
(3) 施設の沿革

年/月	主な内容
1972年4月（昭和47年）	・大里広域市町村圏組合設立
1984年3月（昭和58年）	・大里広域クリーンセンター建設
1995年5月（平成7年）	・大里広域クリーンセンター改修工事
1999年12月（平成11年）	・大里広域クリーンセンターペットボトル減容化施設建設
2001年3月（平成13年）	・熊谷衛生センター第二工場排ガス高度処理施設整備工事
2001年4月（平成13年）	・熊谷衛生センター第一工場（昭和55年建設）及び第二工場（平成元年建設）が当組合に移管 ・深谷清掃センター（平成4年建設）が当組合に移管 ・江南清掃センター（昭和54年建設）が当組合に移管
2002年9月（平成14年）	・曙町事務所建設
2003年3月（平成15年）	・熊谷衛生センター第一工場排ガス処理施設整備工事 ・深谷清掃センター排ガス高度処理施設整備工事 ・江南清掃センター排ガス高度処理施設整備工事
2012年3月（平成24年）	・大里広域クリーンセンター破碎機等更新工事
2015年3月（平成27年）	・熊谷衛生センター第二工場長寿命化施設整備工事
2017年3月（平成29年）	・深谷清掃センター長寿命化施設整備工事 ・江南清掃センター長寿命化施設整備工事
2019年3月（平成31年）	・熊谷衛生センター第一工場長寿命化施設整備工事

2 圏域内人口の推計

組合圏域内では少子高齢化が進展し、人口減少社会を迎えています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も圏域内の総人口は減少傾向が続くことが見込まれており、2045年（令和27年）には、2015年（平成27年）と比較して約8.7万人減少（約23%減少）します。一方、高齢者人口は増加傾向が続き、2040年（令和22年）頃をピークに減少へ転じることが見込まれています。また、年齢三階層別人口の割合は、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあります。今後も少子高齢化が進行し、2045年（令和27年）には、2015年（平成27年）と比較して高齢者人口の比率が約12%増加し、生産年齢人口の比率は約10%減少することが見込まれています。⁴

・ 人口の推計及び年齢三階層別人口の割合⁵



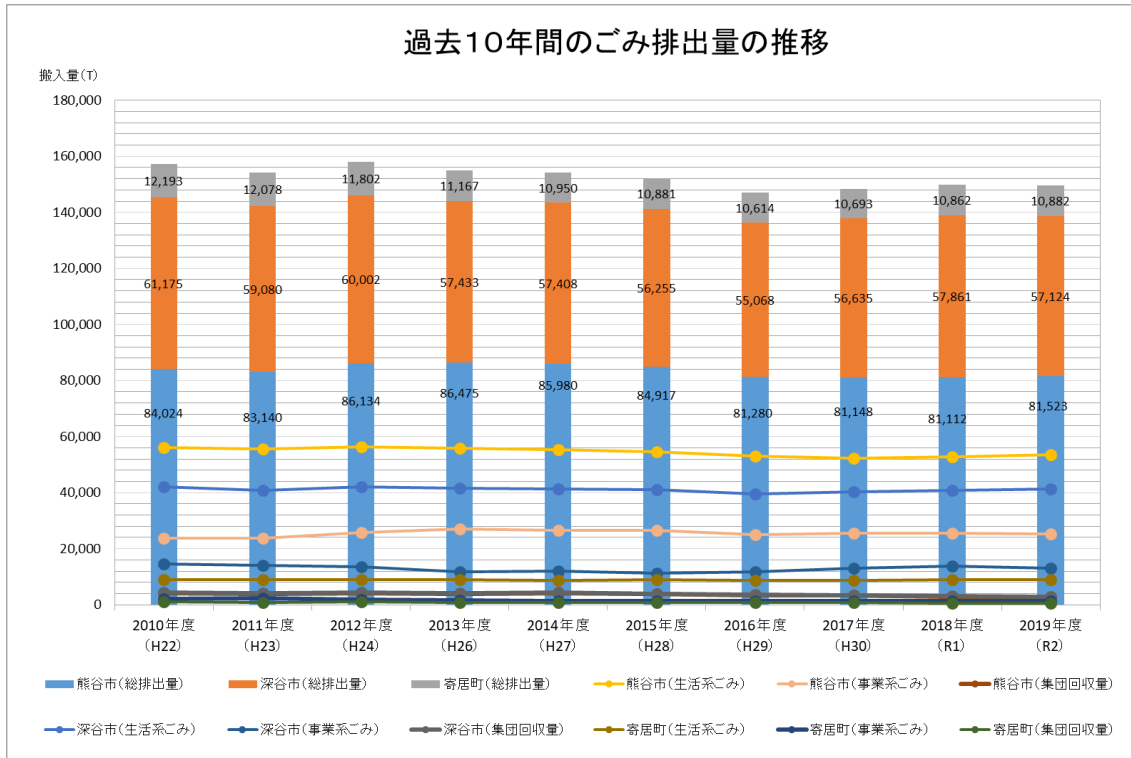
3 ごみ排出量の実績及び予測

構成市町における過去10年間のごみ排出量は、2012年度（平成24年度）をピークとして、2013年度（平成25年度）から2016年度（平成28年度）まで減少傾向、2017年度（平成29年度）から2019年度（令和元年度）まで増加傾向にあります。また、2022年度（令和4年度）から2034年度（令和16年度）までの12年間のごみ排出量の予測は、構成市町が現状の施策を継続した場合、熊谷市は7,912t（10.14%）の減少、深谷市は3,482t（5.90%）の増加、寄居町は664t（6.12%）の増加、合計で3,766t（2.55%）の減少が見込まれています。一方、構成市町においてごみの減量化及び資源化の目標値を設定し、数値目標を達成するための施策が実施された場合のごみ排出量の予測は、熊谷市は13,423t（18.19%）の減少、深谷市は5,822t（10.60%）の減少、寄居町は1,284t（13.08%）の減少、合計で20,529t（14.82%）の減少が見込まれています。

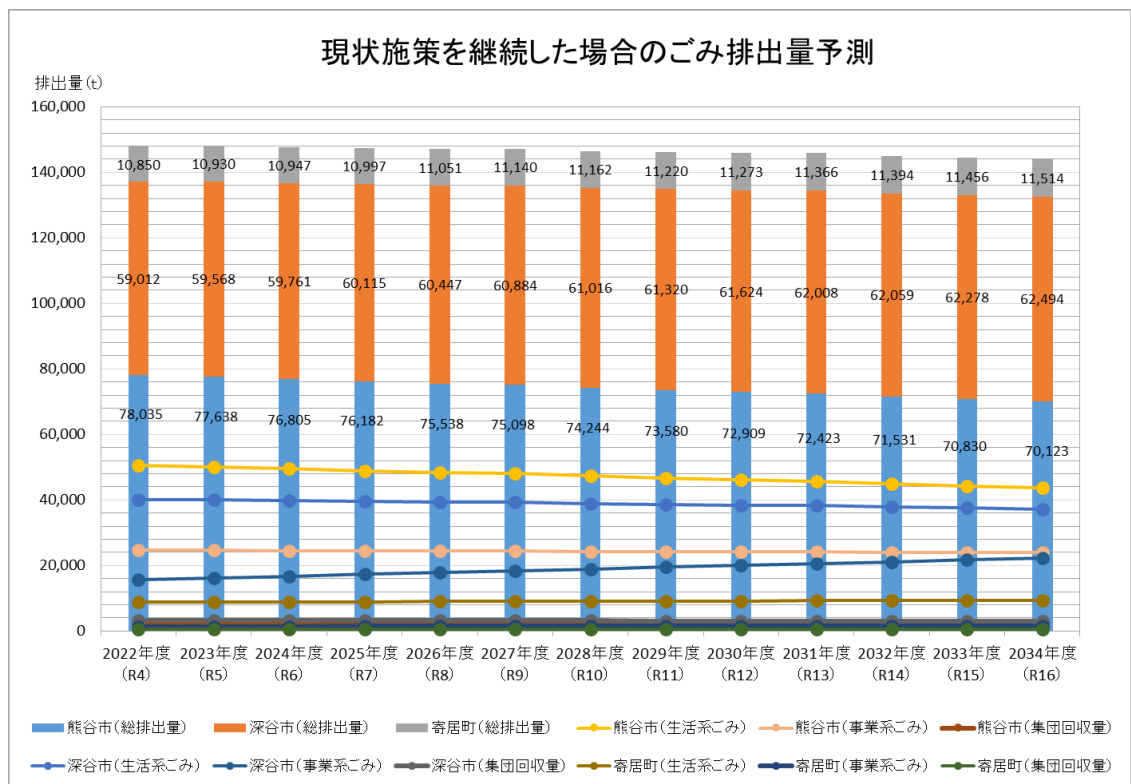
⁴ 一般に、生産年齢人口の減少は経済規模の縮小につながるとされ、構成市町における税収等の減少が予想されます。

⁵ 2015年（H27）の数値は国勢調査による実績値です。年少人口は15歳未満人口、生産年齢人口は15歳以上65歳未満、高齢者人口は65歳以上の人口のことです。

・ 6 ごみ排出量の推移

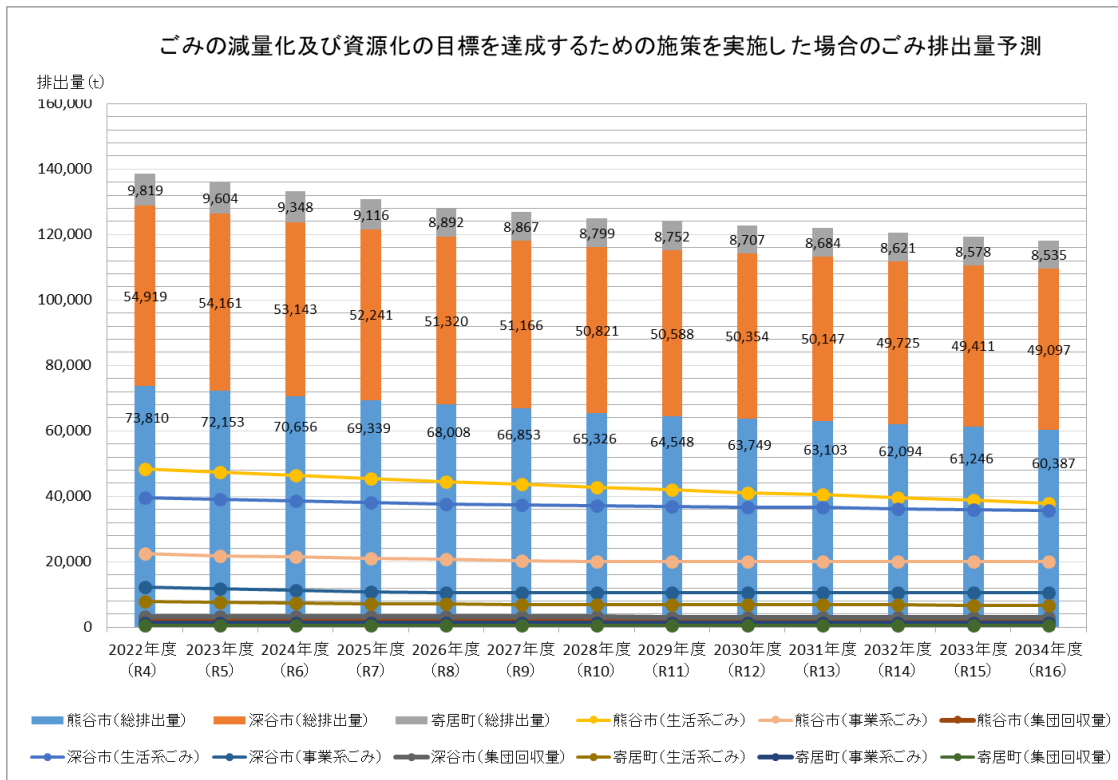


・ 7 ごみ排出量の予測



6 環境省「一般廃棄物処理実態調査」(各年度実績)抜粋加工

7 大里広域市町村圏組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(令和2年3月)



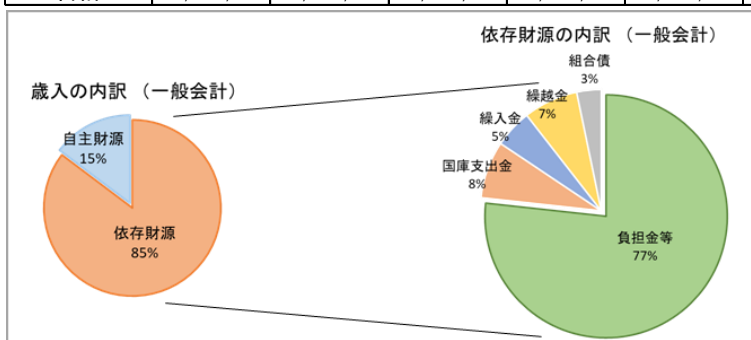
4 財政状況

(1) 組合の歳入

当組合の一般会計の歳入は、全体の約85%が依存財源となっています。そのうち構成市町からの負担金が占める割合は、全体の約77%と最も高くなっています。もとより、当組合は、構成市町の事務の一部を共同処理する一部事務組合であるため、組合の財政運営は、構成市町の財政状況によって大きく左右される状況にあります。

・ 一般会計歳入状況（過去10年間の決算額）

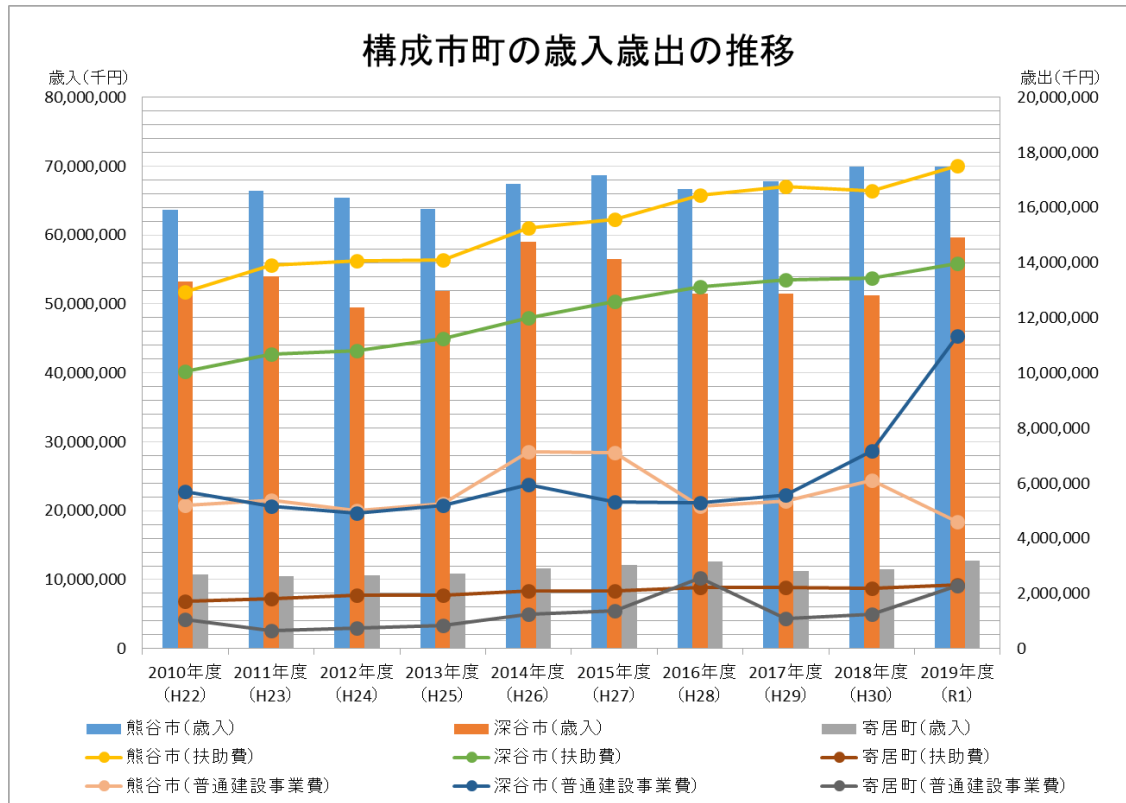
区分	依存財源（単位 千円）					自主財源（単位 千円）			合計
	85.30%					14.70%			
割合	85.30%					14.70%			
年度	負担金等	国庫支出金	繰入金	繰越金	組合債	使用料等	財産収入	諸収入	
2011(H23)	3,367,998	0	280,000	311,458	0	567,509	1,289	166,742	4,694,996
2012(H24)	3,111,939	2,660	0	372,629	0	592,518	928	159,867	4,240,541
2013(H25)	3,185,896	219,068	50,000	276,497	0	576,637	949	156,680	4,465,727
2014(H26)	3,502,317	401,807	650,000	257,920	0	571,696	872	141,672	5,526,284
2015(H27)	3,767,108	553,371	0	245,223	0	563,876	299	103,925	5,233,802
2016(H28)	4,002,054	1,022,927	400,000	351,501	350,000	639,557	265	97,141	6,863,445
2017(H29)	2,907,593	292,375	86,970	429,318	342,000	651,064	492	130,986	4,840,798
2018(H30)	3,060,693	785,216	708,000	403,171	710,000	667,559	509	123,657	6,458,805
2019(R1)	2,848,204	0	0	293,271	0	660,452	103	110,184	3,912,214
2020(R2)	3,160,732	0	0	188,389	0	588,683	55	118,950	4,056,809
合計	32,914,534	3,277,424	2,174,970	3,129,377	1,402,000	6,079,551	5,761	1,309,804	50,293,421



(2) 構成市町の財政状況

構成市町においては、人口減少やそれに伴う経済成長の鈍化によって税収等が減少していくことが予想されます。さらに、少子高齢化の進展に伴って社会保障制度の支え手である現役世代に対する受給世代の比率が高まることにより、社会保障関連経費等の義務的経費の割合が増加し、普通建設事業費等の投資的経費の財源確保が難しくなることが予想されます。構成市町の公共施設等総合管理計画等においても、歳入は、税収等の飛躍的な増加は見込めないとされています。一方、歳出では、扶助費等の社会保障関連経費の増加のほか、公共施設の再編等に要する普通建設事業費等の増加が見込まれており、財政運営はより厳しさを増すことが予想されています。⁸

・ 過去10年間の構成市町の財政状況⁹



歳入		単位(千円)									
構成市町	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	
熊谷市	63,698,806	66,419,783	65,375,867	63,839,642	67,459,661	68,619,565	66,634,735	67,831,002	69,897,221	69,990,264	
深谷市	53,319,870	54,012,851	49,530,697	51,818,076	58,976,998	56,484,313	51,546,382	51,504,063	51,313,167	59,624,448	
寄居町	10,734,233	10,528,252	10,634,512	10,830,053	11,689,585	12,178,238	12,600,076	11,223,841	11,510,452	12,707,485	
扶助費		単位(千円)									
構成市町	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	
熊谷市	12,931,143	13,917,912	14,059,845	14,101,694	15,259,225	15,580,944	16,435,430	16,773,890	16,597,288	17,519,494	
深谷市	10,068,779	10,678,573	10,814,588	11,231,184	12,001,776	12,590,163	13,114,678	13,374,455	13,433,820	13,981,379	
寄居町	1,728,749	1,811,997	1,940,877	1,931,051	2,086,051	2,079,849	2,219,318	2,221,727	2,197,034	2,298,153	
普通建設事業費		単位(千円)									
構成市町	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	
熊谷市	5,210,302	5,394,648	5,005,913	5,262,693	7,135,426	7,095,422	5,150,567	5,340,407	6,097,864	4,613,637	
深谷市	5,704,746	5,178,453	4,927,451	5,185,303	5,963,600	5,305,822	5,282,047	5,556,993	7,156,450	11,328,337	
寄居町	1,049,012	663,260	733,834	852,257	1,247,949	1,376,770	2,557,062	1,090,248	1,258,563	2,288,020	

⁸ 熊谷市公共施設等総合管理計画（令和3年3月改定）、深谷市公共施設等総合管理計画（平成28年3月）、寄居町公共施設等総合管理計画（平成28年12月）

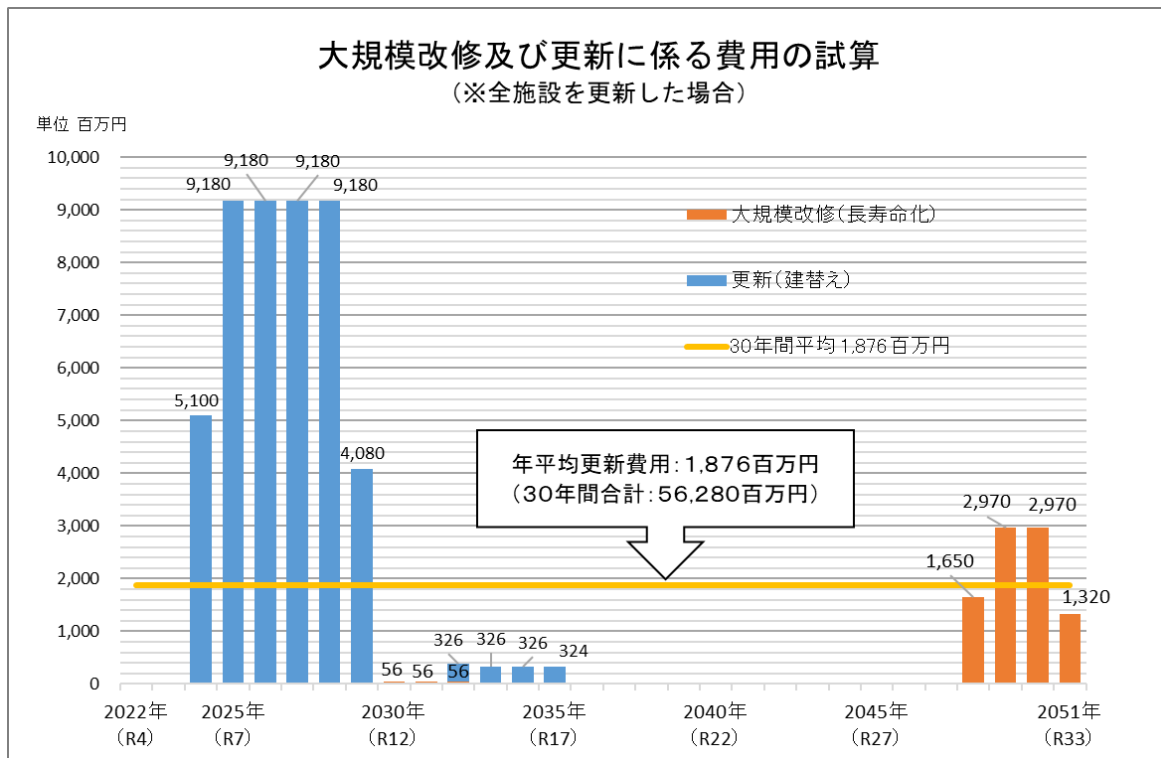
⁹ 埼玉県企画財政部市町村課「県内市町村の財政状況資料集（普通会計の状況）」（各年度）抜粋加工

5 将来更新費用の見通し

(1) 大規模改修及び更新に係る費用の試算

当組合が現在所有している全ての施設を維持する場合、今後30年間に必要となる大規模改修及び更新の費用は(毎年必要となる施設の運転管理費、修繕工事費等を除く。)、総額で約563億円と試算されます。¹⁰ 特に、2024年(令和6年)から2029年(令和11年)にかけて、可燃物処理施設の更新に多額の費用が必要となることが予想されます。

- ・ 全ての施設を維持した場合に必要な費用の試算¹¹



区分 (単位:百万円)	2022年(R4) ~ 2026年(R8)	2027年(R9) ~ 2031年(R13)	2032年(R14) ~ 2036年(R18)	2037年(R19) ~ 2041年(R23)	2042年(R24) ~ 2046年(R28)	2047年(R29) ~ 2051年(R33)	30年間 合計
大規模改修 (長寿命化)	-	112	56	-	-	8,910	9,078
更新 (建替え)	23,460	22,440	1,302	-	-	-	47,202
合計	23,460	22,552	1,358	-	-	8,910	56,280
年平均	4,692	4,510	272	-	-	1,782	1,876

¹⁰ 当該試算額は、総務省「公共施設費用試算ソフト(単価表)」、自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」(平成23年3月)、大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想(令和4年2月)及び当組合が2013年(H25)から2019年(H31)に実施した可燃物処理施設3施設の長寿命化施設整備工事を参考にした試算であり、実際に必要となる費用とは異なります。なお、費用の試算に係る単価は、庁舎施設の大規模改修25万円/㎡、可燃物処理施設の更新8,500万円/t・大規模改修1,650万円/t、不燃物処理施設の更新36万/㎡により試算しています。

¹¹ 可燃物処理施設3施設は、更新後20年経過で大規模改修を見込んでいます。曙町事務所は、耐用年数60年(鉄骨造)とし、概ね建設から30年経過で大規模改修、60年経過で更新を見込んでいます。大里広域クリーンセンターは、施設の老朽化の状況等を踏まえ、2032年(R14)から2035年(R17)にかけて更新を見込んでいます。

(2) 施設別の将来更新費用及び実施時期（見込）

※全施設を更新した場合の見込

単位 百万円 凡例 ◇ 大規模改修(長寿命化) ★ 更新

施設類型	施設名称		将来更新費用(試算)			実施時期 2022年(令和4年) ~ 2051年(令和33年) 30年間の見込																																					
			大規模改修	更新	合計	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33								
庁舎施設	曙町事務所		168		168											◇	◇	◇																									
廃棄物処理施設	可燃物処理施設	熊谷衛生センター 第一工場	2,310	11,900	14,210				★	★	★	★	★																										◇	◇	◇		
		熊谷衛生センター 第二工場	2,970	15,300	18,270				★	★	★	★	★																											◇	◇	◇	
	深谷清掃センター	1,980	10,200	12,180				★	★	★	★	★																												◇	◇	◇	
	江南清掃センター	1,650	8,500	10,150				★	★	★	★	★																													◇	◇	◇
	不燃物処理施設	大里広域クリーンセンター	不燃物処理減容化	1,073	1,073													★	★	★	★																						
			229	229													★	★	★	★																							
合計			9,078	47,202	56,280																																						

6 現状及び課題に関する基本認識

当組合が所有する公共施設の現状、圏域内人口の推計、ごみの排出量、財政状況及び将来更新費用の見通しを踏まえて、今後の公共施設の維持管理、更新等に関する課題を以下のとおり整理します。

(1) 公共施設の老朽化への対応

現在所有している公共施設のうち、建設後30年以上経過している施設が86%を占めています。特に、廃棄物処理施設の老朽化が著しく、今後10年間で全ての可燃物処理施設が更新時期を迎えることが見込まれます。一方、曙町事務所は、庁舎機能を有する組合唯一の施設であり、安定した公共サービスを提供し続けるために、施設の計画的な維持管理、更新等を行う必要があります。

(2) 人口減少、少子高齢化、ごみ排出量の減少への対応

ア 施設規模の適正化

今後も組合圏域内の総人口は減少傾向にあります。2045年(令和27年)には約28万9千人まで減少し、2015年(平成27年)と比べて約23%減少することが予想されています。一方、ごみ排出量は、2034年(令和14年)には約118,019tまで減少し、2022年(令和4年)と比べて約14.82%減少することが予想されています。¹² そのため、人口規模やごみ排出量等に見合うよう施設規模の適正化を図る必要があります。

イ 施設機能の適正化

年齢三階層別人口の割合は、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあります。今後も少子高齢化が進行し、2045年(令和27年)の高齢者人口の比率は約39%になることが予想されています。そのため、高齢者をはじめとする全ての利用者が安全で安心して施設を利用できるよう、機能等の適正化を図る必要があります。

(3) 維持管理、更新等に係る費用の縮減への対応

現在所有している全ての公共施設を、これからも維持する場合に必要な大規模改修及び更新の費用は、今後30年間で約563億円と試算され、新たに年平均約19億円の財源確保が必要となります。一方、当組合の一般会計の歳入は、全体の約85%が

¹² 構成市町においてごみの減量化及び資源化の目標値を設定し、数値目標を達成するための施策が実施された場合の予測値〔大里広域市町村圏組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画〕(令和2年3月)

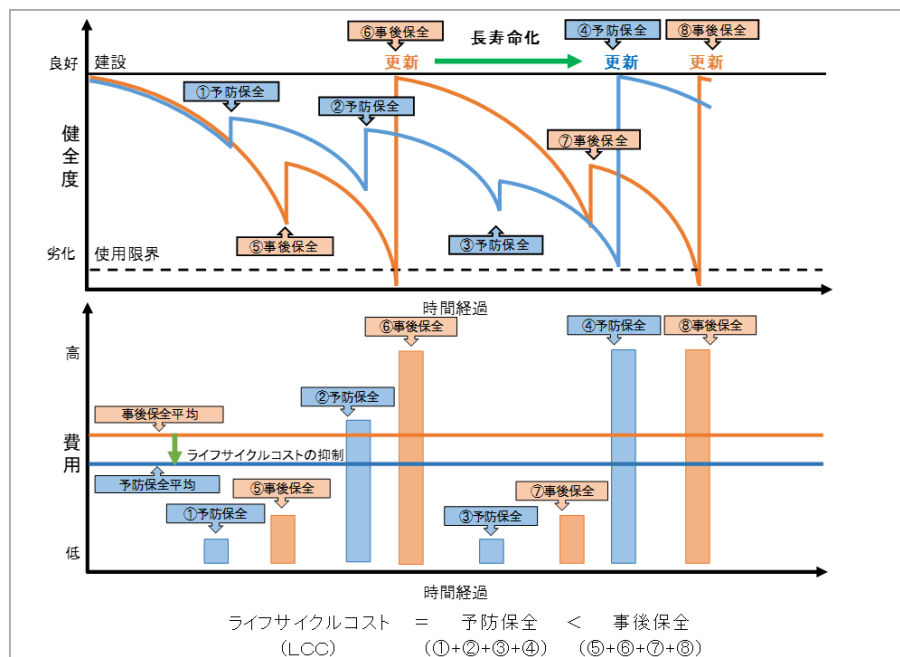
依存財源となっており、そのうち構成市町からの負担金が占める割合は、約77%と最もも高くなっています。構成市町では、高齢化の進行と生産年齢人口の減少等が進む中、税収等の飛躍的な増加は見込めないとされています。さらに、歳出では、扶助費等の社会保障関連経費の増加が見込まれており、財政運営はより厳しさを増すことが予想されています。

そのため、財源を確保するための方策として、補助金、地方債、基金及びPPP/PFI手法の活用、自主財源の確保等について検討する必要があります。一方、建物の既存ストックの有効活用、予防保全¹³の考え方を取り入れた維持管理に基づく長寿命化等により、可能な限り更新の頻度を少なくすることなどによって、ライフサイクルコスト(LCC)¹⁴の縮減を図る取組みについても検討する必要があります。

・ PPP/PFI手法の一例

事業手法	概要	財産保有		施設整備	資金調達	運営	維持管理
		土地	建物				
施設整備・運営管理一体型							
DBO方式 (Design Build Operate)	設計施工・運営・維持管理を一括発注する。	公	公	民	公	民	民
PFI方式 (Private Finance Operate)							
BTO方式 (Build Transfer Operate)	民間が建設、完成後所有権を公共移転、民間が運営・維持管理を行う。	公	公	民	民	民	民
BOT方式 (Build Operate Transfer)	民間が建設、運営し、事業契約終了時に公共へ施設を譲渡する。	公	民	民	民	民	民
BOO方式 (Build Own Operate)	民間が建設・運営、契約終了時は施設を撤去又は民営事業化する。	公	民	民	民	民	民
民設民営方式	民間が所有する施設にサービス委託を行う。	民	民	民	民	民	民
運営管理実施型							
指定管理者制度	公の施設の管理を民間等(指定管理者)が行う。	公	公	-	-	民	民
長期包括運営委託方式	施設の管理業務を民間等に複数年度に亘り包括的に委託する。	公	公	-	-	民	民

・ 施設の長寿命化及びライフサイクルコスト縮減のイメージ



¹³ 予防保全は、日常点検等によって建物の機能や性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、現状では異常が見当たらなくても、時間の経過とともに劣化の状態を予測した上で、計画的に適切な処置を施すことにより機能停止等を未然に防ぐ方法です。一方、事後保全は、機器の故障や機能・性能の異常が認識できる段階になって初めて修繕等の処置を施す方法です。

¹⁴ ライフサイクルコスト(LCC)とは、施設の改修、維持管理、除去、更新等に必要の費用の総額のことです。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1 基本方針

現状及び課題に関する基本認識を踏まえて、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を以下のとおり定めます。

◆ 計画的に老朽化対策を実施し、施設の安全・機能を維持します。

施設は、老朽化が進むにつれて、性能が徐々に低下します。適切な時期に必要な改修等を実施しなければ、予期せぬ事故等が発生したり、必要な時に機能を発揮できなかったり、安全と機能の両方で様々な不具合が発生します。そのような事態を避け、安定した公共サービスを提供し続けるために、計画的に改修、更新等の老朽化対策を実施し、施設の安全と機能を維持します。

◆ 社会状況等の変化に合わせて、施設の適正な規模・機能に見直しを図ります。

今後の人口減少や少子高齢化の進行に伴い、必要な公共サービスの量や質が変化することが予想されます。したがって、社会状況の変化や法令・各種基準等の変更を踏まえて、施設の適正な規模・機能に見直しを図ります。

◆ 施設の長寿命化及びライフサイクルコスト縮減を図ります。

構成市町の費用負担の軽減を図りながら、公共施設の維持管理及び更新に必要な財源を確保するため、国・県の補助金、地方債、基金及びPPP/PFI手法の活用、廃棄物処理施設で発生する熱エネルギー及び有価物の有効活用、利用者負担（手数料等）の適正化について検討を進めます。また、施設のライフサイクルに必要な経費の縮減を図るため、予防保全の考え方を取り入れた施設管理を行い施設の長寿命化を図ります。

2 実施方針

(1) 点検、診断等の実施方針

ア 施設の定期的な点検を行い、劣化状況を把握するとともに、適正な施設管理を進めます。

イ 施設の点検により得られた劣化状況や修繕、更新履歴等を蓄積し、今後の老朽化対策や計画の見直し等に活用します。

(2) 維持管理、更新等の実施方針

ア 施設の点検結果を踏まえた個別施設計画を作成し、計画的な維持管理、修繕、更新等を実施します。

イ 社会状況や住民ニーズの変化を踏まえて、施設の規模及び機能の適正化を図ります。

ウ 維持管理、更新等に係る費用については、国・県の補助金、地方債及び基金¹⁵を活用し、構成市町の負担軽減を図ります。

エ 廃棄物処理施設で発生する熱エネルギー及び有価物の有効利用を図ります。

オ 施設のコスト状況を検証し、利用者負担（手数料等）の適正化について検討を進めます。

¹⁵ 基金は、不燃物処理施設建設基金とごみ処理施設整備基金があります。前者は不燃物処理施設の建設を目的に、後者はごみ処理施設及び不燃物処理施設の大規模修繕等を目的に用途が限定されています。そのため、条例改正により公共施設等総合管理基金等に改め、全ての施設の更新、改修、除却等に使用できるようにすることが課題です。

(3) 安全確保の実施方針

ア 施設の点検等により、倒壊等の危険性が高いことが確認された場合は、安全の確保を最優先とし、一時的な供用停止、応急措置、改修、解体等を速やかに実施します。

イ 今後、施設の役割を終えて、利用しない施設が発生した場合は、周辺施設や住環境に及ぼす影響、住民の安心・安全に配慮し、可能な限り早期に除却します。

(4) 耐震化の実施方針

当組合が所有する施設のうち、旧耐震基準¹⁶に該当する施設は、熊谷衛生センター（第一工場）及び江南清掃センターです。これらの廃棄物処理施設については、現在、建設準備課において、施設の更新等に向けた検討が進められています。計画的に施設の更新等の進捗を図り、全ての施設が新耐震基準¹⁷を満たすよう耐震化を進めます。

(5) 長寿命化及びライフサイクルコスト縮減の実施方針

ア 施設の点検結果を踏まえた個別施設計画を作成し、可能な限り長く施設を利用できるように計画的に修繕、改修等を実施し施設の長寿命化を図ります。

イ 全ての施設を予防保全によって管理することは財政的に困難であるため、施設の点検結果等から修繕等の優先順位を付けて、予防保全と事後保全を組み合わせながら各施設の特性に適した保全を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(6) 統合、廃止等の推進方針

施設の老朽化の状況、コスト状況等を検証し、施設の統合、廃止等を検討します。なお、施設の廃止等を検討する場合は、人口減少、少子高齢化、ごみ排出量の減少等の社会状況の変化を踏まえるとともに、住民及び構成市町と情報共有・合意形成を図りながら進めます。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

施設の維持管理、更新等を実施する際は、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画¹⁸におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえて、誰もが安全で快適に施設を利用できるよう、バリアフリー水準の向上を図ります。

(8) PPP/PFIの活用方針

ア 今後の公共施設の更新及び維持管理においては、PFIや民営化、長期包括運営委託等のPPP/PFI手法の活用を検討します。

イ 新しい技術の導入等を検討し、施設の維持管理コストの縮減、安全の確保、サービスの向上、環境負荷の低減等を図ります。

(9) 公共施設の総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築の方針

ア 当計画の進捗管理を適正に実施し、庁内の取組体制を構築するとともに、構成市町との情報共有及び連絡調整を図り、将来に亘り安定した行政サービスが提供できる体制を構築します。

イ 公共施設等に関する情報を効率的に管理できる仕組みを構築するとともに、公会計の財務諸表と連携を図りながら計画を推進します。

¹⁶ 1981年（S56）5月31日以前に建築された建物の耐震基準を旧耐震基準という。

¹⁷ 1981年（S56）6月1日以降に建築された建物の耐震基準を新耐震基準という。

¹⁸ ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係関係会議決定）

ウ 職員一人ひとりが経営的な視点を持ち、当組合が所有する公共施設等の全体最適化を意識しながら施設の維持管理ができるよう、組織の横断的な取組体制を構築します。

3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型別の公共施設の管理に関する基本的な方針を以下のとおり定めます。

施設類型		施設名称	施設類型別の基本方針
庁舎施設		曙町事務所	・施設の計画的な修繕、改修等を実施し、長寿命化を図ります。
廃棄物 処理施設	可燃物 処理施設	熊谷衛生センター	・施設の計画的な修繕、改修等を実施し、長寿命化を図るとともに、更新について、調査、検討を進めます。
		深谷清掃センター	
		江南清掃センター	・更新に当たっては、施設の集約化、規模の適正化等を図ります。
	不燃物 処理施設	大里広域 クリーンセンター	・施設の計画的な修繕、改修等を実施し、長寿命化を図るとともに、更新について、調査、検討を進めます。 ・更新に当たっては、規模の適正化等を図ります。

第4章 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

1 取組体制の構築

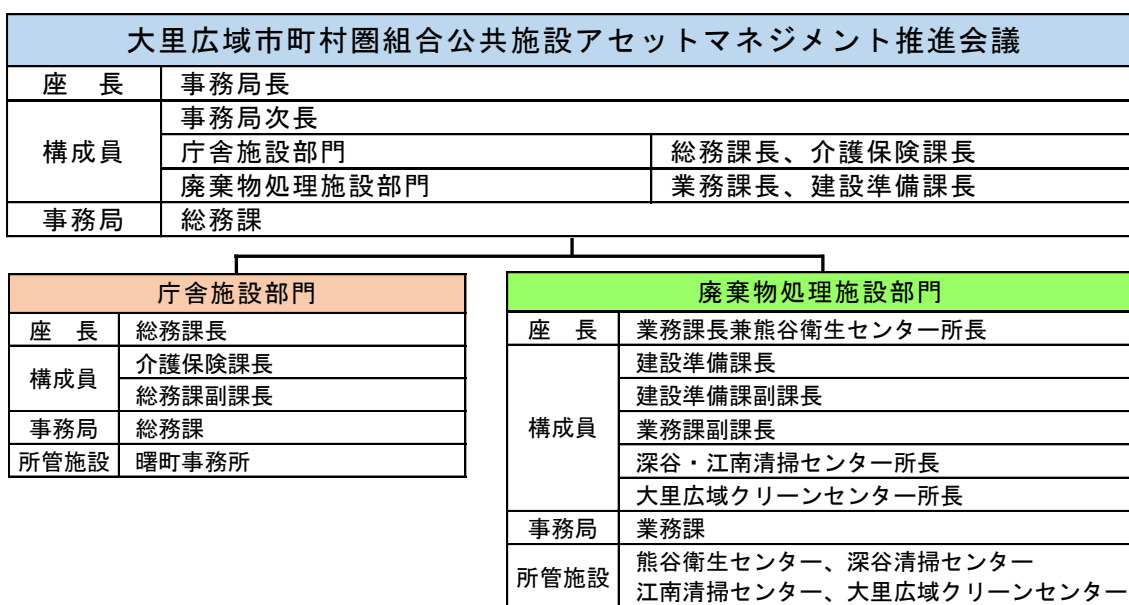
(1) 大里広域市町村圏組合公共施設アセットマネジメント推進会議の設置

当計画の進捗管理に当たり、大里広域市町村圏組合公共施設アセットマネジメント推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、総合的かつ計画的に管理します。

(2) 施設部門の設置及び個別施設計画の策定

推進会議に庁舎施設部門及び廃棄物処理施設部門を設置します。また、各施設部門は、所管する施設の個別施設計画を策定し、進捗を管理します。

・ 組織体制図



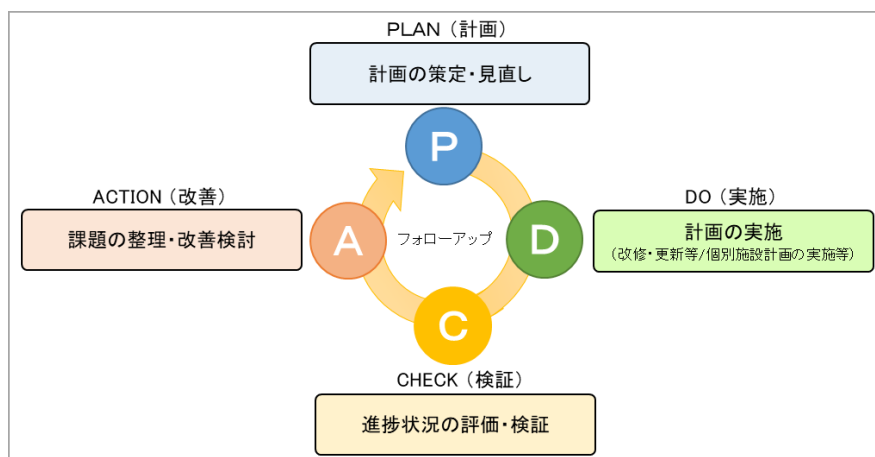
2 住民への情報提供

住民と情報を共有するために、当組合ホームページ等を活用して、公共施設に関する情報の発信に努めます。

3 計画のフォローアップ

当計画の推進を図るため、PDCAサイクルを実施します。また、今後の社会状況の変化、個別施設計画の進捗状況等を踏まえて、5年ごとに計画を見直すこととします。

・ フォローアップのイメージ



大里広域市町村圏組合公共施設等総合管理計画
令和4年3月
大里広域市町村圏組合公共施設アセットマネジメント推進会議
事務局 総務課
熊谷市曙町二丁目68番地
電話048-501-1333